ふっくらたまこサポーターズ会則

（名称）

第 1 条 この会は、ふっくらたまこサポーターズ（以下「サポーターズ」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 サポーターズは、多古町マスコットキャラクター「ふっくらたまこ」の情報を広く発信し、愛着や認知度を高めることにより多古町の知名度向上とイメージアップを図ることを目的とする。

（運営）

第 3 条 サポーターズの運営は、多古町地方創生課（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は、サポーターズの会員（以下「会員」という。）へ連絡等を行う場合、原則としてメール配信にて行う。

（会員）

第 4 条 会員になることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

（１） サポーターズの目的に賛同する者

（２） ふっくらたまこが好きで、ふっくらたまこの活動を応援する者

（３） パソコンや携帯電話等の電子メールのアドレスを保有する者（一つのアドレスを複数の者が共有し会員になることはできません。）

2 企業（商店を含む）や団体で会員になることができるのは、前項に加え次の各号のすべてに該当するものとする。

（１） 公序良俗に反しない又はそのおそれがないこと

（２） 宗教活動又は政治活動に関係していないこと

（３） 多古町暴力団排除条例（平成 24 年多古町条例第 4 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員等または同条例第 9 条に規定する暴力団密接関係者がその経営に実質的に関与し、又は運営に協力しているものでないこと

（入会）

第 5 条 会員になることを希望する者は、ふっくらたまこサポーターズ入会申込書に必要事項を記入の上、事務局へ提出、または多古町ホームページ内、ふっくらたまこサポーターズ申込用 WEB フォーム（URL：https://www.town.tako.chiba.jp/inquiry/tamakosupporters/）で申し込みするものとする。

2 事務局は、前項の規定による申込書の提出があったときは、申込内容を審査の上、入会を承認するものとする。ただし、事務局は、審査の結果、会員として不適当であると認める場合は、入会を承認しないことができる。

（会員証の交付）

第 6 条 事務局は、前条第 2 項の規定により入会を承認したときは、会員に対し、会員証を発行する。

2 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、会員証を他人に譲渡または貸与してはならない。

3 会員証の再発行は、原則として行わない。

（入会費及び年会費等）

第 7 条 サポーターズに入会するための入会金及び年会費は、無料とする。

2 事務局からのメール配信にかかる通信（受信）費用は会員の負担とする。
（有効期間）
第 8 条 会員の有効期間は、会員証の交付を受けた日からサポーターズが解散する日又は第 14 条の規定により会員資格を取り消された日までとする。
（会員の役割）
第 9 条 会員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１） ふっくらたまこや多古町の魅力、出来事など口コミ、インターネット等による各種媒体で発信すること
（２） Facebook「多古町魅力発信室」で掲載した記事を確認し、可能な限り広めること。
（３） ふっくらたまこが出演するイベントに参加、協力すること
（４） 会員証を身に着けるなどして、サポーターズの PR に努めること
（会員の特典）
第 10 条 会員の特典は事務局が別に定めるものとする。
（禁止事項）
第 11 条 会員は、活動にあたって、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
（１） ふっくらたまこや多古町の信用及び品位を害する行為
（２） 法令又は公序良俗に反する行為
（３） 他の会員、町又は第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えたりする行為
（４） 政治活動又は宗教活動を目的とする行為
（５） サポーターズの運営を妨害する行為
（６） その他、事務局が不適当と判断する行為
（会員の届出義務）
第 12 条 会員は氏名等申込み事項に変更があった場合は、事務局に速やかに届け出るものとする。
（退会）
第 13 条 会員が退会しようとする場合は、事務局に届け出るものとする。
（会員資格の取り消し）
第 14 条 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会員の資格を取り消すことができる。
（１） この会則に違反したとき、又は違反したことが判明したとき
（２） 入会申込みの内容に虚偽又は不正があったとき
（３） 前条の規定により会員本人から退会の申し出があったとき
（４） 前３号に掲げるもののほか、会員として不適当であると事務局が認めたとき
（会員証の返却）
第 15 条 前条の規定により会員でなくなったときは、会員証を事務局へ返却するものとする。
（個人情報）
第 16 条 事務局は、会員の個人情報をサポーターズの会員管理、運営及び活動のために必要な範囲に限っ

て収集又は利用するものとする。

（補則）

第 17 条 この会則に定めるもののほか、サポーターズの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。